

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2961号及び第2962号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第2961号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第2962号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「公園占用許可申請書（令和元年度に提出された特定公園における電灯引込線の為の申請書）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2961号】

(2) 「公園占用許可申請書（令和元年度に提出された特定公園における架空線に係る申請書）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2962号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2961	令和2年6月5日	令和2年6月19日	令和2年7月3日	令和2年7月28日	個人	市長
2962	令和2年7月14日	令和2年7月28日	令和2年8月5日	令和2年8月24日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2961	「公園占用許可申請書（令和元年度に提出された特定公園における電灯引込線の為の申請書）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当</p> <p>・個人の氏名</p>	開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2961		<p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため)</p> <p>第7条第2項第3号アに該当</p> <p>・案内図及び設計図面</p> <p>(設計者の技術的ノウハウが含まれており、開示することにより、設計者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるため)</p> <p>第7条第2項第4号に該当</p> <p>・法人代表者印の印影</p> <p>(開示することにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため)</p>	
2962	「公園占用許可申請書(令和元年度に提出された特定公園における架空線に係る申請書)」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p>一部開示</p> <p>条例第7条第2項第2号に該当</p> <p>・個人の氏名</p> <p>(個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため)</p> <p>第7条第2項第3号アに該当</p> <p>・取引先企業名</p> <p>(法人がその事業活動の過程で自ら開拓し得た取引先に係る情報であり、開示することにより、他の事業者との間で競争上不利益を被るなど、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため)</p> <p>・設備図及び架空線概要</p> <p>(設計者の独自の技術や知識が含まれており、開示することにより、設計者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるため)</p> <p>第7条第2項第4号に該当</p> <p>・法人代表者印の印影</p> <p>(開示することにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため)</p>	原処分 妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2961	<p>《公園占用許可申請書に係る事務について》</p> <p>都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第2項では、都市公園の占用の許可を受けようとする者は申請書を公園管理者に提出しなければならないと定められている。</p> <p>特定公園の公園管理者は横浜市であり、占用の許可を受けようとする者は、都市公園法第6条第2項及び横浜市公園条例(昭和33年3月横浜市条例第11号)第9条各号に定める占用の目的、占用の期間、占用の場所等の事項を記載した横浜市公園条例施行規則(昭和33年3月横浜市規則</p>

答申 番号	判断の要旨
2961	<p>第11号) 第7条第1項で定める公園占用許可申請書及び横浜市公園条例第11条に定める添付書類を横浜市長に提出する必要がある。</p> <p>占用許可を与える権限は、横浜市土木事務所長委任規則（昭和43年9月横浜市規則第79号）第34号の規定により横浜市土木事務所長に委任されており、横浜市金沢区の区域に係る公園の占用許可に関する事務は、金沢土木事務所で行っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件審査請求文書は、令和2年2月19日に提出された特定公園に係る公園占用許可申請書であり、案内図、設計図面等が添付されている。</p> <p>イ そして、本件審査請求において、審査請求人は、本件処分を取り消し、非開示部分の全てを開示するよう求めているため、当審査会では非開示部分である申請書に記載されている事務担当者の氏名（以下「本件氏名」という。）、案内図及び設計図面並びに法人代表者印の印影の非開示事由該当性について判断する。</p> <p>《本件氏名の条例第7条第2項第2号該当性について》</p> <p>ア 本件処分では、実施機関は、本件審査請求文書のうち、本件氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないと主張しているため、以下検討する。</p> <p>イ 本件氏名は、それ自体として個人を識別しうる情報であり、本号本文に該当する。</p> <p>次に、本件氏名は、法令等の規定により又は慣行として公にされず、また、公にすることが予定されておらず、本号ただし書アに該当しない。</p> <p>また、審査請求人は、本号ただし書イに該当すると主張するが、本件氏名を開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産が保護されることは想定できず、本号ただし書イに該当しないし、本号ただし書ウにも該当しない。</p> <p>ウ したがって、本件氏名は、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しない。</p> <p>《案内図の条例第7条第2項第3号ア該当性について》</p> <p>ア 本件処分では、実施機関は、本件審査請求文書のうち、案内図については、本号アに該当し、本号ただし書に該当しないと主張しているため、以下検討する。</p> <p>イ 実施機関は、案内図は特定法人Aの独自の技術や知識により作成され、開示により独自の技術や知識より生ずる利益を害するおそれがあり、案内図下部の「目的外使用・開示・持ち出し・複製禁止」となっているのは特定法人Aのシステムで作成されたもので、特定法人Aの知的財産であって、設備の詳細（電柱の位置、電柱番号）が掲載されていることが理由である等と説明する。</p> <p>当審査会において案内図を見分したところ、イントラネットシステムで独自の地図として作成されており、技術的ノウハウ、独自の技術等が含まれること及び特定法人Aの知的財産となり得ることはうかがえる。しかし、案内図は、一般的な地図と大きな差異はない上、案内図に設計者の技術的ノウハウがどのように表れているかは実施機関では説明困難とのことである。また、案内図は、占用場所までの経路などを表した図面であるところ、外観上、占用場所までの経路などは特定公園の現地周辺を訪れれば判明するし、設備の詳細（電柱の位置、電柱番号）も現地を訪れて視認する等の方法でおおよそ判明する。</p> <p>そのため、特定法人Aの独自の技術や知識より生ずる利益を害する可能性は、法的保護に値する程度には至らないと認められる。</p> <p>ウ したがって、案内図の開示により設計者の事業活動上の正当な利益が害されるおそれがあるとは認められず、案内図は、本号ただし書を検討するまでもなく、本号アに該当しない。</p> <p>《設計図面の条例第7条第2項第3号ア該当性について》</p> <p>ア 本件処分では、実施機関は、本件審査請求文書のうち、設計図面については、申請者である特定法人Aの独自の技術や知識により作成されたものであり、それらを開示することにより、独自の技術や知識より生ずる利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、本号ただし書に該当しないと主張しているため、以下検討する。</p> <p>イ 当審査会において設計図面を見分したところ、設計図面には、電灯引込線、近隣の電線の配線のために必要な数値等が記載されており、設計図面における配線上の数値、配線の仕方等は技術的ノウハウと考えられ、占用許可後に締結する契約上の情報も記載されている。</p>

答申 番号	判断の要旨
2961	<p>そのため、設計図面には、技術的ノウハウが含まれており、電灯引込線、近隣の電線の配線の上で秘匿性の高い情報も記載されているので、開示により、申請者の独自の技術や知識が流用される等して、申請者の独自の技術や知識より生ずる利益を害する蓋然性があると認められる。</p> <p>したがって、開示により設計者の事業活動上の正当な利益が害されるおそれがあると認められ、設計図面は本号アに該当する。</p> <p>ウ 審査請求人は、本号ただし書に該当すると主張する。</p> <p>しかし、特定公園内の占用箇所、電灯引込線の種類、占用箇所の地上からの高さ等といった情報は、審査請求人にすでに開示されている図面及び写真に記載されている。</p> <p>そして、実施機関は、本件のような公園の占用許可に当たっては、電線の高さについての指導をしているし、ポール等がぶつからないように公園内の占用箇所については、広場の部分は避ける等の指導もしている。</p> <p>特定公園においても、上記の実施機関の指導により、特定公園内の上空を通過する電灯引込線は地上からの高さが確保されているし、ポール等がぶつからないように広場の部分は避けて電灯引込線が通されているので、特定公園内に電灯引込線を通すことによる危険性に対する配慮はなされている。</p> <p>したがって、設計図面を開示することに、非開示により保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められず、設計図面は本号ただし書に該当しない。</p> <p>《法人代表者印の印影の条例第7条第2項第4号該当性について》</p> <p>法人代表者印の印影については、これを公にすると、偽造されるなど、第三者に悪用されて、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当する。</p> <p>《その他》</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
2962	<p>《公園占用許可申請書に係る事務について》</p> <p>都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第2項では、都市公園の占用の許可を受けようとする者は申請書を公園管理者に提出しなければならないと定められている。</p> <p>特定公園の公園管理者は横浜市であり、占用の許可を受けようとする者は、都市公園法第6条第2項及び横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第9条各号に定める占用の目的、占用の期間、占用の場所等の事項を記載した横浜市公園条例施行規則（昭和33年3月横浜市規則第11号）第7条第1項で定める公園占用許可申請書及び横浜市公園条例第11条に定める添付書類を横浜市長に提出する必要がある。</p> <p>占用許可を与える権限は、横浜市土木事務所長委任規則（昭和43年9月横浜市規則第79号）第34号の規定により横浜市土木事務所長に委任されており、横浜市金沢区の区域に係る公園の占用許可に関する事務は、金沢土木事務所で行っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件審査請求文書は、令和元年7月24日に提出された特定公園に係る公園占用許可申請書であり、案内図、現場写真①から③まで、架空線施工予想図、道路台帳区域線図、設備図及び架空線概要並びに施工計画書が添付されている。</p> <p>イ そして、本件審査請求において、審査請求人は、本件処分を取り消し、非開示部分の全てを開示するよう求めているため、当審査会では非開示部分である申請書及び添付書類に記載されている事務担当者の氏名（以下「本件氏名」という。）、取引先企業名、設備図及び架空線概要並びに法人代表者印の印影の非開示事由該当性について判断する。</p> <p>《本件氏名の条例第7条第2項第2号該当性について》</p> <p>ア 本件処分では、実施機関は、本件審査請求文書のうち、本件氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないと主張しているため、以下検討する。</p> <p>イ 本件氏名は、それ自体として個人を識別しうる情報であり、本号本文に該当する。審査請求人は、本号ただし書イに該当すると主張するが、本件氏名を開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産が保護されることは想定できず、本号ただし書イに該当しない。</p>

答申 番号	判断の要旨
2962	<p>なお、本号ただし書ア及びウには明らかに該当しない。</p> <p>ウ したがって、本件氏名は、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しない。</p> <p>《取引先企業名の条例第7条第2項第3号ア該当性について》</p> <p>ア 本件処分では、実施機関は、本件審査請求文書のうち、取引先企業名については、申請者である特定法人Aがその事業活動の過程で自ら開拓した取引先に係る情報であり、開示することにより他の事業者との間で、競争上不利益を被るなど、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、本号ただし書に該当しないと主張しているため、以下検討する。</p> <p>イ 取引先企業名は、特定法人Aの取引先に係る情報であり、開示により特定法人Aと取引関係にあることが明らかとなると、競合他社等の事業者が上記取引先企業との間で有利な取引を行う等して、特定法人Aの円滑な事業活動を損なうおそれがあり、本号アに該当する。</p> <p>そして、取引先企業名は、開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産が保護されることは想定されず、本号ただし書に該当しない。</p> <p>《設備図及び架空線概要の条例第7条第2項第3号ア該当性について》</p> <p>ア 本件処分では、実施機関は、本件審査請求文書のうち、設備図及び架空線概要については、申請者である特定法人Aの独自の技術や知識により作成されたものであり、それらを開示することにより、独自の技術や知識により生ずる利益を害するおそれがあることから、同号アに該当し、同号ただし書に該当しないと主張しているため、以下検討する。</p> <p>イ 当審査会において設備図を見分したところ、設備図は、本件占用物件（架空線「4TSM-IFドロップ」）と連続した架空線全体及び本件占用物件と接続する近隣の類似の架空線を表した図面で、特定法人Aの独自の技術や知識により作成されたものであり、架空線概要と合わせると電気通信網が明らかになると認められる。また、配線上の数値、配線の仕方等は設計者の独自の技術的ノウハウによるものと考えられる。</p> <p>そして、架空線概要を見分したところ、架空線概要は、本件占用物件で使用される製品の素材及び仕様を表したもので、申請特定法人の独自の技術や知識により作成されたものであり、設計図と合わせると電気通信網が明らかになると認められる。また、製品の素材や構造の選択等は設計者の独自の技術的ノウハウによるものと考えられる。</p> <p>このような設計者の独自の技術や知識を含む設備図及び架空線概要記載の情報を開示すると、競合他社等の事業者がそれら独自の技術や知識を流用して、電線、電気通信の配線業務を受注する等して、利益を得ようとすることは十分考えられ、正当な利益を害するおそれがある。</p> <p>したがって、設備図及び架空線概要は、本号アに該当する。</p> <p>ウ 審査請求人は、本号ただし書に該当すると主張するが、特定公園内の占用箇所、本件占用物件が架空線であること及びその構造、占用箇所の地上からの高さ、電柱の位置等といった情報は、審査請求人にすでに開示されている現場写真①から③まで、架空線施工予想図、道路台帳区域線図に記載されている。</p> <p>そして、実施機関は、本件のような公園の占用許可にあたっては、架空線の高さについての指導をしているし、ポール等がぶつからないように公園内の占用箇所については、広場の部分は避ける等の指導もしている。</p> <p>特定公園においても、上記の実施機関の指導により、特定公園内の上空を通過する架空線は地上からの高さが確保されているし、ポール等がぶつからないように広場の部分は避けて架空線が通されているので、特定公園内に架空線を通すことによる危険性に対する配慮はなされている。</p> <p>したがって、設備図及び架空線概要を開示することにより、非開示により保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められず、設備図及び架空線概要は本号ただし書に該当しない。</p> <p>《法人代表者印の印影の条例第7条第2項第4号該当性について》</p> <p>法人代表者印の印影については、これを公にすると、偽造されるなど、第三者に悪用されて、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当する。</p> <p>《その他》</p>

答申 番号	判断の要旨
	審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

（第5号及び第6号省略）

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881